平成２２年（フ）第３３号
青森県八戸市沼館２丁目３番13号
債務者　山日　和彦
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
青森県八戸市是川３丁目７番地10、前住所青森県上北郡おいらせ町洋光台４丁目３番地５
債務者　太田　隆司
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
青森県八戸市大字大久保字袖ノ沢18番地４
債務者　柾谷　静恵
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
埼玉県桶川市大字川田谷1738番地の１　川田谷団地１―201号
債務者　石岡　理砂
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
埼玉県日高市大字原宿289番地22　レオパレスＳＫ高麗川210
債務者　鎌田　高子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４０号
千葉県成田市加良部５丁目３番地　３棟204号
債務者　上原エリザベスこと　イナフコ　デウエハラ　エリザベス　レベッカ
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３５号
新潟県長岡市千手２丁目１番５号
債務者　恩田美佐子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
新潟県南魚沼市上一日市451番地
債務者　青木　裕介
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
新潟県南魚沼市湯谷356番地
債務者　池田由美子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
愛知県愛知郡長久手町井堀1101番地　県営長久手住宅８棟102号
債務者　谷　　慎子（旧姓藤永）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５５号
名古屋市港区丸池町１丁目１番地の１　丸池荘２棟1109号
債務者　鬼頭　大輔
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５６号
愛知県北名古屋市二子比良出182番地　リバーサイドフラット202
債務者　管沼　　繁
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２２号
愛知県豊橋市西口町字元茶屋53番地１　２―201、申立時の住所愛知県豊川市為当町椎木357番地の１
債務者　國本　康一（申立時の氏名堀康一）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第４０４号
愛知県豊橋市中岩田６丁目１番地　16―105
債務者　今村之津子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第７号
滋賀県長浜市南小足町369番地13
債務者　高辻　浩美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
岡山県倉敷市中島1881番地
債務者　外山　孝男
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
岡山県倉敷市連島中央３丁目５番４号
債務者　谷岡　　勇
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係